

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月24日

つくば市長 市原健一

専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，次のとおり専決処分する。

平成28年1月18日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し，次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成27年6月7日 午後9時30分頃

2 事故発生の場所

つくば市山木451番地1付近 市道1-4567号線

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

道路が陥没していたため，市道を走行中の相手方車両の左側前輪及び後輪のタイヤとホイールを破損させた。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金15,811円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。